



## ひとのうごき

### ■ やすらかに

死亡日	氏名	
5/ 2	藤田 次男	(中網道)
5/11	谷口 トシコ	(西網道)
5/12	梅田 チマ	(立神)
5/14	千々波 嘉七	(新村南)
5/17	島田 俊哉	(早尾北)
5/18	米村 タズ子	(島地)
5/19	斉藤 哲治	(上鹿島)
5/21	陳野 時義	(西網道)
5/23	村崎 カツエ	(北鹿野)
5/30	坂井 ユクエ	(宮園)
5/30	山田 恵美子	(中網道)

### ■ すこやかに

誕生日	氏名		父	母
4/22	みやざき 宮崎 春馬 (西網道)	はるま	修太	悦子
4/27	なかむら 中村 美桜 (北川)	みお	浩二	和里
5/11	ながた 永田 一翔 (上鹿島)	かける	貴士	千扇
5/14	いわさき 岩崎 彩心 (上鹿島)	あこ	翔力	七海
5/18	みちなが 道永 おとは (高野道)	おと	拓史	幸美
5/21	いど 井戸 麻結奈 (上鹿島)	まゆな	智教	真実子

### ■ 人口 (前月比) (令和元年6月1日現在)

男性	5,456 (-18)
女性	6,363 (-11)
総数	11,819 (-29)
世帯数	4,536 (± 0)

( ) 内は前月比

※「ひとのうごき」への掲載を希望される人は、町民課または、宮原振興局地域振興課へ「掲載依頼書」を提出してください。

問 町民課 戸籍環境係 ☎52-5851

### ■ 氷川町の火災・救急件数 (H31年1月からの累計)

5月31日現在	火災	救急
氷川町	1	281

### ■ 熊本県内の交通事故件数・死傷者数 (H31年1月からの累計)

5月31日現在	件数	死者	傷者
熊本県内	1,685	28	2,120
氷川町	8	1	7

## も く じ

- 1 表紙
- 2 ひとのうごき
- 3 災害時の警戒レベルにご注意ください
- 4 すくーるらいふ (氷川中学校)
- 6 まちのわだい
- 7 氷川町職員採用試験のお知らせ
- 8 納涼祭・地藏祭り・梨マラソンの参加者募集
- 9 氷川町農業元気づくり支援事業の募集
- 10 国民健康保険被保険者証更新のお知らせ
- 11 後期高齢者医療被保険者証・  
限度額適用認定証更新のお知らせ
- 12 ふるさと氷川応援寄附金
- 13 八代・天草架橋建設促進総決起大会/  
ジュニアリーダー県外研修in宮崎大学
- 14 けんこうだより
- 15 心のきずなを深めよう/人権啓発コーナー
- 16 氷川町産の畳表で畳の張替しませんか
- 17 暮らしの情報
- 23 暮らしの情報/八火図書館だより
- 24 立神峡だより
- 25 町民文芸
- 26 伝言板/定住自立圏イベント情報
- 27 7月カレンダー
- 28 ひかわっ子写真館、まちのホットライン

### —— 今月の表紙 ——



梅雨入りと同じ時期に田植えが始まりますが、今年梅雨入りが遅れています。平年より降水量が少ないことが心配されますが、今後適量の雨を祈るばかりです。(6/21現在)

# 災害時の警戒レベルにご注意ください！

平成30年7月の豪雨では、避難勧告・避難指示にもかかわらず、避難を躊躇された人々が多数犠牲となられたことは、記憶に新しいところです。

地球温暖化に伴い、気象状況は激化して、数十年に一度の豪雨が国内のあちこちで発生しており、「これまで大丈夫だったから」という考えは命に関わることになりかねません。

これらの現状を受け、国は、これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性から、住民が「自らの命は自らが守る」との意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、方針を見直しました。

町では、この方針に従い、平成31年3月に改定した「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報を次のとおり5段階として、皆さまにお伝えします。

町民の皆さまは、「自らの命は自らが守る」との意識を高め、「今までなかった災害が起こるかもしれない」という認識を持ち、警戒レベルに従った行動を確実に実施してください。また、避難指示がなされる前でも、雨が強くなる前に、暗くなる前に、早めの自主避難を心がけてください。

## 避難勧告などにおける避難行動の目安

項目	状況（基準）	住民に求める行動
<b>警戒レベル1</b>	・ 早期注意情報(気象庁が発表)	・ 災害への心構えを高めましょう。
<b>警戒レベル2</b>	・ 洪水注意報・大雨注意報 (気象庁が発表)	・ 避難に備え、ハザードマップなどにより避難行動を確認してください。
<b>警戒レベル3</b> 避難準備情報 (要援護者の避難)	・ 人的被害の発生する可能性が高まった状態 ※特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階（要援護者の避難）	・ 要援護者など、避難に時間を要する人は、計画された避難場所への避難を始めてください。 ・ 上記以外の方は、家族などとの連絡、非常持出品の用意など、避難の準備を整えましょう。
<b>警戒レベル4</b> 避難勧告 (避難開始)	・ 人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態 ※要援護者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる人が避難行動を開始する段階	・ 速やかに計画された避難場所へ避難してください。 ・ 避難場所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難してください。
<b>警戒レベル4</b> 避難指示 (緊急に避難)	・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・ 人的被害が発生した場合	・ 避難勧告などの発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了してください。
<b>警戒レベル5</b> 被害発生情報	・ すでに災害が発生している状況	・ 命を守るための最善の行動をとってください。

【お問い合わせ先】 総務課 生活安全係 ☎52-7111